## シャンマー改革の3年 テインセイン政権の 中間評価(1)— Ŧî. 嵐 誠

#### はじめに

する「全国的停戦協定」への署名

で、 和解担当のアウンミン大統領府 三人の代表が出席。 交渉が二日間にわたって開かれ 少数民族武装勢力と政府との ミッチーナで二〇一三年一一月、 ら閣僚を含む交渉団が臨んだ。 た。主要な武装組織を包括する形 ミャンマー北部カチン州の州都 少数民族側は各組織から計一 政府側は国 和平 相 戻

との間で個別の停戦合意を実現。 和平を最重要課題のひとつとし てだった。二〇一一年三月に就任 が国内で開かれたのはこれが初め 族武装組織との包括的な和平交渉 争が続いてきたが、 立直後から少数民族による武装闘 て、主要一七組織のうち一四組織 したテインセイン大統領は、 武装組織と全土での停戦を宣言 ミャンマーでは一九四八年の独 ナでの交渉では、 大半の少数民 すべて 国内

> 成果を上げているといえる。 てきた戦闘の終結に向けて一 少数民族と国軍との間で長年続 を確認した。テインセイン政権は 識で一致し、交渉を継続すること ためには全土停戦が必要だとの認 は得られなかったが、和平実現の に同意を取り付けたい意向だった。 交渉で即座に協定署名への賛同 一定の

権 結ばれていたが、テインセイン政 の間では一九九四年に停戦協定が 村人が避難した。KIOと政府と 隊を攻撃して占拠、 でカチン独立機構(KIO)の部 隊がカチン州マンシ郡の二つの村 二週間前の一〇月二二日、 よると、ミッチーナでの交渉の約 撃は続いてきた。地元メディアに で、 下の二〇一一年六月に戦闘が再 だが停戦交渉プロセスの一 少数民族側に対する国軍の攻 約四〇〇人の 国軍部 方

> 開、 戦闘はシャン州の武装勢力などと 間でも起きている。 事実上破棄された。 断続的な

題の歴史をまずは振り返りたい の可能性を探るため、 前進させることができるのか。そ れる見通しだが、 を進めたい考えを示している。 ある少数民族側との 的停戦協定を実現し、 ているというのが国内和平をめぐ ずは結んでいくというテインセイ セイン氏は残りの任期中に和平を の意見の隔たりは大きい。 治権拡大などのテーマが話し合わ 治対話では少数民族側が求める自 る現状だ。テインセイン氏は全国 いるものの、 ン氏の取り組みは着実に進んでは 各武装組織との停戦合意をま 一数民族との紛争解決のため 一部では戦闘が続 政府と少数民族 「政治対話 少数民族問 次の段階で テイン 政

### 少数民族問題の背景

が少数民族のアイデンティティ も大雑把にいえば人口の三~四割 持つと考えられている。 の血を受け継ぐ人も多い。それ 部ではよくあるので、多様な民族 る。さらに、 性に欠けるとして、少数民族の割 調査も一党独裁のネーウィン元大 推計される。ただ、人口調査が三 派のビルマ族が約七割を占めると が暮らすとされる。このうち多数 合はもっと高いと主張する声もあ 統領の体制下で行われたため透明 ○年以上行われておらず、最後の 万のミャンマーには一三五の民族 政府によると、 民族間の結婚も都 人口約六〇〇〇 で 市

住む中央部は七つの管区 に分けられている。 いる。一方、 ぞれの民族ごとに州が設置されて ン、ラカインの七つがあり、それ 主な少数民族としてモン、 カヤー、 主にビルマ族が多く シャン、 カチン、チ (地域) 力

シャン州軍 切りに六○年代までにはKIO、 ン民族同盟 少数民族組織は一九四九年のカレ ○年以上内戦状態が続いている。 ミャンマーでは独立直後から六 織が武装闘争を開始した。 (SSA) など多くの (KNU)の蜂起を皮

配などだ。 教える権利、 という基本的な要求は今も変わっ との強い不満だった。 中心の政府による中央集権国家だ を冠しながらも、 資源開発で得られた富の公平な分 の強化や学校で自分たちの言語を ていない。具体的には州政府権限 めてきたが、「真の連邦制」を、 高度な自治権と民族間の平等を求 は独立ビルマが国名に「連邦」 かな点では異なるが、 少数民族が武器を取った動機は 少数民族居住地域の 実体はビルマ族 少数民族は 共通する

を結成して、共闘を図った。 ・ 一九六二年にクーデターで権力 ・ 一組織が民族民主戦線(NDF) ・ 一組織が民族民主戦線(NDF) ・ 一組織が民族民主戦線(NDF)

を展開した。 を表記する の共産 は共産主義の浸透を警戒して、 両国の国境地帯を支配する の日下加 国の武装組織を反共の防波堤に利 のは、 では中国の援助を受けて武装闘争 を展開した。

### 軍事政権と少数民族

共産党は幹部をビルマ族が占めという国際環境の変化だ。という国際環境の変化だ。という国際環境の変化だ。

の停戦合意締結に成功した。 の停戦合意締結に成功した。 の停戦合意締結に成功した。

キンニュン氏はNDF系の武装 組織との停戦も模索する。KIO が一九九四年に最初に応じ、モ が一九九四年に最初に応じ、モ に応じた背景には長年支援してき に応じた背景には長年支援してき に応じた背景には長年支援してき を受けて、ミャンマーとの貿易を 望むようになり、国境地帯の安定 望むようになり、国境地帯の安定

と停戦協定を結んだ。主要組織でして、大小一五を超える武装組織幹部に経済的な利権を与えるなど幹部に経済的な利権を与えるなど

半を失った。 するなど、九○年代に支配地の大九四年に本拠地マナプロウが陥落はKNUが応じなかったが、一九

ることができる」と取り合わな 側に「われわれは恒久的な政府で 制」をめぐる話し合いには応じな ためとみられている。 など経済的な動機に基づいていた 索したのは、国境貿易や資源開発 れは軍政が少数民族との和平を模 かったという (参考文献①)。こ れば、あなた方は新政府と交渉す はなく、憲法もない。憲法ができ かった。キンニュン氏は少数民族 戦は進めたが、 根本的な要求である「真の連邦 軍事政権は大半の武装組 少数民族の闘 織との 争

少数民族居住地域に展開する国軍部隊による人権侵害も数多く報告された。軍の食料や物資を運ぶ出した。軍の食料や物資を運ぶ戦にともなう強制移住、レイプ、略奪などが住民を苦しめた。経済的な困窮も加わって、タイなどへ的な困窮も加わって、タイなどへの難民の流出が続いた。

移管に向けた憲法を制定。その規るなか、軍政は二○○八年、民政かった。少数民族側の不満が高まけによる「平和」は非常にもろけによる「平和」は非常にもろ

プは国 う迫った。 闘部 定が機能しない事態となった。 KIOなどと国軍の関係は悪化 政側の要求を拒否。これによって が、KIOなどの大きな組織は軍 を与えた。一部の小規模なグルー カン地域を占拠。 の問題をめぐって中国国境のコー 定に基づ て連絡体制などが途絶え、 隊を国境警備隊に編入するよ 境警備隊編入に同意した 翌年八月には国軍がこ て、 他の民族に衝 族側に各

# テインセイン政権の方針

したがって、テインセイン氏は 停戦合意を再び結び直す必要性に 停戦合意を再び結び直す必要性に 迫られた。就任から五カ月後の二 追られた。就任から五カ月後の二 三段階の和平プランを発表した。 三段階の和平プランを発表した。 長初のステップとして停戦を実現 し、次に信頼醸成、政治対話、少 し、次に信頼醸成、政治対話、少 し、次に信頼醸成、政治対話、少 し、次に信頼醸成、政治対話、少 し、次に信頼の経済・社会開発 を行い、最終的に恒久的な和平合 を行い、最終的に恒久的なので。

(UWSA) など三つの組織と合て最大兵力を有するワ州連合軍開始。同年中に国内武装組織とし責任者に充て、各勢力との協議を責任者に充て、と勢力との協議を

意に達した。

停戦協議で最大の成果は独立直 停戦協議で最大の成果は独立直 後に蜂起して以降、一度も停戦に 施じてこなかったKNUと二〇一 応じてこなかったKNUと二〇一 で合意に達した背景にはKNUが で合意に達した背景にはKNUが あった。同年にはカレンニー民族 あった。同年にはカレンニー民族 あった。同年にはカレンニー民族 があった。同年にはカレンニー民族 があった。同年にはカレンニー民族 があった。同年にはカレンニー民族

なかったことなどが挙げられる。 なかったことなどが挙げられる。 
のグループと個別に停戦を実現でのグループと個別に停戦を実現で 
のグループと個別に停戦を 
また要因としては、政府側が国境 
きた要因としては、政府側が国境 
きた要因としては、政府側が国境 
さことや、少数民族側にとってみ 
れば軍政といったん結んだ停戦を 
れば軍政といったん結んだ停戦を 
なかったことなどが挙げられる。

## カチン州での戦闘激化

内に限定する協定だった。前年末内に限定する協定だった。前年末 時点で新たに停戦に応じたのは、 一九八八年の民主化運動弾圧後、 一九八八年の民主化運動弾圧後、 国境地帯に逃れた学生らで結成さ 国境地帯に逃れた学生らで結成さ ないて学生民主戦線(AB のに限定する協定だった。前年末

> 約一〇万人が避難民になった。 お一〇万人が避難民になった。 ある複数の橋を破壊したことで戦 ある複数の橋を破壊したことで戦 ある複数の橋を破壊したことで戦 ある複数の橋を破壊したことで戦 ある複数の橋を破壊したことで戦 ある複数の橋を破壊したことで戦 ある複数の橋を破壊したことで戦 ある複数の橋を破壊したことで戦

いた。 ・テインセイン大統領は国軍に停 戦を指示したが、攻撃は収まらな がった。逆に国軍は同年末、ライ がの空爆を開始。攻撃は国連な ど国際社会の批判を受けて政府が 中止を発表した一月下旬まで断続

戦合意には至っていない。
双方は停戦協議に入り、五月に
は衝突を減らすよう努力し、本格
は衝突を減らすよう努力し、本格

はあり得ない」と断言した。「政治的な問題の解決なしに停戦月、筆者とのインタビューで、

## 全国的停戦協定の模索

でに成果を示したいとの強い思

KIOなど残り三つのグループ との交渉がなかなか進展しないな 停戦協定の実現を目指す方針を掲 停戦協定の実現を目指す方針を掲 げた。すべての武装組織の代表を 首都ネピドーに招いて、国連代表 など国際社会の立ち会いの下で、 など国際社会の立ち会いの下で、 など国際社会の立ち会いの下で、 など国際社会の立ち会いの下で、 など国際社会の立ち会いの下で、 など国際社会の立ち会いの下で、 など国際社会の立ち会いの下で、 など国際社会の立ち会いの下で、 など国際社会の立ち会いの下で、 を土での停戦を宣言する協定に署 名することで、国内和平が進展し ていることを内外にアピールする 現すれば、ミャンマー独立史上初 めてのことになる。

るとの警戒感だ。

政府側交渉団を率いるアウンミ 、達成できなかった。テイン を表明。テインセイン氏も同月、を表明。テインセイン氏も同月、を表明。テインセイン氏も同月、 にも協定署名にこぎ着けたい意向 にも協定署名にこぎ着けたい意向 だが、全土停戦協定の実現は政 府側の思惑どおりには進まなかっ だが、全土停戦協定の実現は政 だが、全土停戦協定の実現は政 を表のインタビューで「一一月に も署名できる」との見通しを示し も署名できる」との見通しを示したが、達成できなかった。テイン

の議長国に就任する二〇一四年ま南アジア諸国連合(ASEAN)わったのは、ミャンマー政府が東セイン氏が早期の全土停戦にこだ

た場合に手足が縛られることにな があったとみられている。 デインセイン氏は演説などで全 があったとみられている。 それでも、少 り返し述べている。 それでも、少 数民族側が容易に応じないのは、 ないでも、少 ないでも、少 ないのは、 ないでも、少 ないでも、少

少数民族側は軍政末期の二〇一年二月、KIOやKNUなど一一年二月、KIOやKNUなど一一組織が連合体・統一民族連邦評議会(UNFC)を設立した。軍議会(UNFC)を設立した。軍政時代にNDFがほとんど機能しなくなったことから、国境警備隊なくなったことから、国境警備隊があることになった。

態度を保留した。 にの本部があるタイ北部チェンマーで、UNFCと初協議。九月にイで、UNFCと初協議。九月にイで、UNFCと初協議。カ月にイで、UNFC側はの参加を求めたが、UNFC側はい下

UNFC加盟組織のうち九組織

えてい

闘争で培われた双方の不信感を取

はすでに個別には停戦協定を結んなすでに個別には停戦協定を結んでいるが、停戦グループにも全土停戦への不信があった。UNFC幹部でパオ族の指導者クン・オッ幹部でパオ族の指導者クン・オッカー氏はインタビューで、「政府がいっている政治対話は議題が不がいっている政治対話は議題が不がいっている政治対話は議題が不がいっている政治対話は停戦協定を結んなすでは、

を出しているKIOと一○月に直を出しているKIOと一○月に直を出しているKIOと一○月に直接協議。ライザでKIOが全少数と、KIOから前向きな姿勢を引て、KIOから前向きな姿勢を引て、KIOから前向きな姿勢を引き出した。少数民族側はUNFCき出した。少数民族側はUNFCに集まり、対応を協議。その後、に集まり、対応を協議。その後、に集まり、対応を協議。その後、に集まり、対応を協議。その後、同側との交渉が開かれた。

が、政府側は協定署名後に行いた 戦を目指すことでは合意があった が持つ戦闘部隊の今後の扱いをめ 
が、政治対話の枠組みや、各組織 
が、政治対話に関しては、少数民 
た。政治対話に関しては、少数民 
た。政治対話に関しては、少数民 
た。政治対話に関しては、少数民 
た。政治対話に関しては、少数民 
た。政治対話に関しては、少数民 
が、政府側は協定署名後に行いた

度を明確にしなかった。 東するよう求めたが、政府側は態 等に加わる「連邦軍」の新設を約 の新設を約 の新設を約

## 少数民族政党の活動

二〇一〇年の総選挙とその後の 民主的な改革を受けて、少数民族 の諸政党が合法的活動を始めた。 シャン民族民主党(SNDP、国 ン民族発展党(RNDP、国 ン民族発展党(RNDP、国

基づいた新憲法制定の必要性を訴 現憲法を廃止して、 党グループはUNFCと協調 氏率いる最大野党・国民民主連盟 改憲を訴えるアウンサンスーチー える必要があると主張しており、 など中央集権的色彩が強いためだ。 あるが、大統領に選任権限がある 席大臣は州議会の承認が必要では 現在の制度では州政府トップの首 方に対して不満を募らせている。 八年憲法に基づく地方自治のあり (NLD)と連携する。一部の政 こうした少数民族政党は二○○ 少数民族政党の多くは憲法を変 真の連邦制に

#### 一評価と展望

会りで、軍政末期に国境警備隊編余りで、軍政末期に国境警備隊編半の少数民族武装組織との間で再び停戦協定を結ぶことに成功した。また、同国史上初となる全国た。また、同国史上初となる全国た。また、同国史上初となる全国が停戦協定に向けた詰めの交渉の段階にまでたどり着いた。

ただ、その進展は政権幹部が当初想定していたよりも大幅にずれ 初想定していたよりも大幅にずれ が間とのインタビューで「全勢力 との停戦協議は三~四カ月でまと との停戦協議は三~四カ月でまと との停戦協議は三~四カ月でまと まる」との楽観的な見通しを示し まる」との楽観的な見通しを示し でいた(同紙同年三月一日付朝 でいた(同紙同年三月一日付朝

「停戦」だけで判断すれば、テインセイン政権は軍政がいったんインセイン政権は軍政がいったんなし得た段階にまでようやく到達なし得た段階にまでようやく到達なし得た段階にまでようやく到達なが長年求めてきた自治権拡大や族が長年求めてきた自治権拡大やなが長年求めてきた自治権拡大やが、事者双方が踏み込めだ妥協をしていく必要がある。だが、課題は山積みだ。長年のだが、課題は山積みだ。長年のだが、課題は山積みだ。長年の

めるよう命じたが、軍が応じな 境に暮らす約一三万人の難民の帰 方も少数民族側にはある。 イン氏の国軍への影響力を疑う見 かったことをとらえて、テインセ Oとの戦闘で国軍に再三攻撃をや ついては、 側が主張する「連邦軍」の創設に 還も本格化していない。 している。テインセイン氏はKI 除くのは容易ではない。 国軍幹部が不快感を示 少数民 タイ 族 国

停戦協定によって紛争をとりあえず収めることで立ち止まるのえず収めることで立ち止まるのな異のために改憲も含めた制度の実現のために改憲も含めた制度の実現のために改憲も含めた制度の本気度が問われるのはこれから

ニューデリー支局)(いがらし、まこと/朝日新聞

#### 《参考文献》